

(寛文九年)
酉二月十一日

九 死去人跡目之者等上り屋敷御定

御家中死去人跡目無之者、并被放御扶持候者など上り屋敷之儀、其頭々より各迄相斷、御屋敷請取可被申候。

八月廿五日

津田 玄蕃
奥村 因幡
前田 對馬

津田次郎左衛門殿
岡田 十右衛門殿
村 善右衛門殿

一〇 前田三左衛門下屋敷之儀覺

前田三左衛門殿下屋敷泉水築山有之所、并二拾四五間四方之屋敷、右二ヶ所被下之候條、被相渡、其外は上り候間、請取可被申候。恐惶謹言。

(寛文二年癸亥)
亥十二月十一日

前田 對馬

岡田 十右衛門殿
津田次郎左衛門殿
村 善右衛門殿

津田 玄蕃
奥村 因幡

一一 町醫者死去之節被下屋敷之儀御定

町醫者之内御屋敷被下者、致死去候者、屋敷爲上可被申候。其せがれ親不劣療治能仕候はゞ、其通申上、重而其屋敷可被下候。若其せがれ不心懸に而、療治腕不仕候者、勿論御屋敷被下間敷候條、可被得其意候。町奉行相談を以、切々改可被申候。恐惶謹言。

(寛文元年)
壬八月十七日

津田次郎左衛門殿

今枝 民部
奥村 因幡
奥村 河内
前田 對馬

近藤 新左衛門殿
久津見 忠兵衛殿

一二 御家中被下屋敷伺之儀御定

御家中被下屋敷、向後一ヶ年切に帳面調、翌年正月申寄合所被上、印判取可被申候。恐惶謹言。

(寛文三年癸卯)
卯十二月九日

奥村 河内
今枝 民部
前田 對馬
奥村 因幡

近藤新左衛門殿
高山 勘兵衛殿
武部四郎兵衛殿

一三 足輕屋敷手寄惡敷節之儀覺

一、足輕居屋敷、預り候衆之屋敷に手寄惡者は、明組又は組付に而茂、互相談を以、勝手宜様に足輕之者に可申付候

事。

五月三日

右御寄合より手紙

一四 上り屋敷催促之儀觸

此跡より上り屋敷に可成分、于今不被上屋敷有之躰に候間、急度相改可被上候。御家中へ重而各より被相觸尤に候。恐惶謹言。

十二月十六日

奥村 因幡
前田 七郎兵衛
伊藤 内膳
奥村 河内
前田 對馬
奥村 河内
前田 對馬
奥村 河内
前田 對馬
奥村 河内
前田 對馬
奥村 河内
前田 對馬

村 善右衛門殿
津田次郎左衛門殿
近藤 新左衛門殿

奥村 河内
前田 對馬
奥村 河内
前田 對馬
奥村 河内
前田 對馬
奥村 河内
前田 對馬